

岩高第377-2号
令和4年2月22日

介護保険施設
関係者 各位

岩見沢市健康福祉部高齢介護課長

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な
取扱いの延長について

日頃より本市介護保険制度の実施にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて、令和4年1月26日付け岩高第342-2号にて通知したところですが、国より北海道へ適用されている「まん延防止等重点措置」が来月6日までの延長されたことを受け、本通知による要支援・要介護認定期間を12か月延長する取扱いを、有効期間が令和4年4月末日の方まで適用することといたします。

なお、当該取扱いを変更・終了する際は改めてお知らせいたします。

《お問い合わせ先》
岩見沢市健康福祉部
高齢介護課介護保険グループ
電話 0126-35-4138（直通）